

5分で
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与相談センター[®] マガジン

2016年
8月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

自宅の相続で兄と妹が「争族」に！
遺言だけでは不十分なケースも？

今からできる相続対策 3ページ

相続対策って何をするの？正しい順番と考え方を覚えましょう

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

次男にあらかじめ遺留分を放棄してもらうことは可能ですか？

▶ 数字で見る相続

59.8%

「59.8%」とは、裁判所「司法統計」にある「平成26年度遺産分割事件数終局区分別」から、遺産分割事件総数1万2,577件のうち調停成立となった7,515件が占める割合です。遺産分割がまとまらない場合は、遺産分割調停になります。そのうち約6割が調停成立になる一方、4割が不調（不成立）になります。不調となれば、相続人の中での

個々の意思は反映されず、法定相続分によって分配されます。

遺産分割を解決する手段のひとつとして、遺産分割調停がありますが、さまざまなデメリットがあります。こうした親族間の争いを未然に防ぐために、対策を打っておくことが重要なのです。

相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

自宅の相続で兄と妹が「争族」に！ 遺言だけでは不十分なケースも？

宮崎翔子さん(54歳)は、兄・精一さん(59歳)、妹・亮子さん(52歳)の3人兄妹の真ん中で、母・八重さん(84歳)と東京都内の実家で同居していました。父・庄治さんは5年前に他界しており、実家の土地・家屋は八重さんの名義です。兄・精一さんと妹・亮子さんはそれぞれ結婚して子どもがおり、借家住まい。独身の翔子さんは実家で庄治さんを看取り、八重さんの介護をしていました。

※記事内の名前はすべて仮名。
設定は実話に基づき一部脚色しています。

八重さんの介護のため早期退職した翔子さんは、八重さんの年金収入で暮らしていました。知人の税理士からのアドバイスで、八重さんには「自宅を翔子さんが相続する」旨の公正証書遺言を書いてもらいました。

それからすぐに八重さんが息を引き取り、相続が発生しました。相続財産は自宅とわずかな預金だけ。相続税評価額で1億円に相当しますが、同居している翔子さんは居住用宅地等の特例も受けて、相続税額はないと安心しました。しかし、翔子さんが遺言の通り、実家の土地家屋を相続しようとしたところ、兄・精一さんから「待った」がかかりました。

精一さんは八重さんの全財産約1億円のうち、法定相続分1/3の半分にあたる1/6相当を相続する権利があると主張してきました。

しかし、翔子さんは精一さんに、1億円の1/6にあたる約1,667万円を支払えません。だからといって、自宅を3兄妹で共有することも望んでいません。

遺言で取り分が減っても「遺留分減殺請求権」がある

なぜ、精一さんは翔子さんに相続を主張できるのでしょうか？

法定相続人には、民法上一定の割合で相続財産を受け継ぐことがで

きると定められています。この割合のことを法定相続分といいます。この法定相続分は絶対ではありません。被相続人は遺言によって、法定相続分と異なる遺産の配分を決めておくことができるからです。

遺言が適式であれば、たとえ法定相続分と異なる遺産の配分の割合を定めていたとしても、有効となります。法定相続分よりも、遺言の方が優先されるのです。

そうすると、相続人の中には、遺言が作成されたことにより、法定相続分よりも少ない財産しかもらえなくなる人が出てくることになるでしょう。遺言によって著しく法定相続分を減少させられると、法定相続人の期待を害することになります。

そこで民法は、法定相続人(兄弟姉妹を除く)に対して、遺言によっても侵し得ない相続財産に対する最低限度の取り分を確保しています。この最低限度の取り分のことを「遺留分」といいます。遺留分権利者が遺留分を侵害された場合、遺留分の範囲内で遺産を取り戻せる権利のことを「遺留分減殺請求権」といいます。今回の事例で、精一さんはこの権利を翔子さんに主張したのです。

法定相続人であっても、「兄弟姉妹」には遺留分は認められていません。遺留分が認められる法定相続人とは、「子」「直系尊属」「配偶者」だけです。なお、遺留分減殺請求権の消滅時効は1年です。

翔子さんは今後の争いについて、専門家に相談することにしました。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

POINT

- 配偶者や特定の子だけに財産を渡す旨の遺言を作成しても、遺留分を想定しなければならぬ
- 財産が自宅しかない場合は、何らかの対策を打たないと、トラブルに発展する危険性がある

記事提供：相続・贈与相談センター本部
税理士法人エクラコンサルティング



正しい順番と考え方を覚えましょう

相続対策って何をすればいいの？

夏は帰省などで家族が集まる機会が多くなります。そんなときに考えるのは「相続対策」です。しかし、一口に相続対策といっても何をすべきなのかわからないケースが大半です。今回は、相続対策についての正しい順番と考え方について説明します。

相続対策というと、主に以下の3つの柱に大別できます。

1. 「争族」対策
2. 納税対策
3. 節税対策

相続対策というと、つい「相続税」対策と考えがちですが、そうではありません。節税第一で考えると、うまくいかないこともあります。

まず考えるべきことは「争族」対策です。「家族全員仲がいいから、うちに限って相続でもめることはない」と考えたくはありますが、そのような思い込みが危険です。

実際、両親のうちどちらかが健在のときは、家族はもめないものです。しかし、その後の二次相続で親族間の争いが起きるケースが多いのです。「争族」対策は、そのとき限りの対策だけではなく、二次相続まで見越して考えましょう。

家族間の争いを避けたいのであれば、遺言書を作成することをおすすめします。これが最も効果的な「争族」対策といえるでしょう。

親子同士ではなかなか現金の話はしない

続いて納税対策です。相続税を支払うとなると、現金が必要です。しかし、家族間ではなかなか「現金をいくら持っているか」という話はしないものです。相続対策の一環として、両親だけでなく息子、娘も含めた一族の財産額を把握する

必要があるでしょう。

ここで財産や負債について隠し事をすると、しっかりとした対策になりません。確かな財産額を専門家に伝え、納税対策を考えましょう。

両親の現金が潤沢なようであれば、生前贈与を検討しましょう。一方、相続税の納税資金が不安なようであれば、生命保険の活用を考えるとよいでしょう。

「争族」対策と納税対策を考えたら、ここで節税対策です。主に以下の策が考えられます。

- 課税財産(プラスの財産)を減らす
- マイナスの財産を増やす
- 法定相続人を増やして、基礎控除額を増やす
- 税額控除、特例を活用する

相続が発生してからでは、打てる対策は限られています。一方、相続の事前対策を済ませておくと、親族同士の骨肉の争いを防ぐことができ、相続税を大幅に削減できる場合があります。相続対策は、どれがベストなのかは人それぞれです。相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



次男にあらかじめ遺留分を放棄してもらうことは可能ですか？

Q 私の財産は、家業を継いでくれる長男にすべて譲りたいと思っています。定職に就かず浪費癖がある次男にも、遺留分として財産を相続する権利はありますが、放棄してもらいたいと考えています。私が生きているうちに手続きを取ることは可能ですか？

A 家庭裁判所の許可を得れば遺留分を放棄することが可能です。

結論として、遺留分は放棄することができます。しかし、しるべき手順があります。

相続は人の死によって開始し

ます。あなたが生きているうちに、次男に対して「相続を放棄する」旨の念書を書かせても効力がありません。

しかし、あなたが生きている間に、次男が家庭裁判所の許可を得て「遺留分の放棄」をすることは認められています。

次男が遺産を一切もらわず、相続を放棄してもらうことを確実にするには、まず遺言で「次男には何も相続させない」と明記し、かつ次男が遺留分の放棄を家庭裁判所に申し立てる必要があるのです。

遺留分放棄許可審判の申し立てがなされると、家庭裁判所で

審査が行われます。「なぜ放棄したいと考えたのか」「誰かに放棄を強制されていないか」などが審査され、問題がないと判断されたときに、遺留分放棄の許可が下ります。許可されて初めて、遺留分の放棄が成立するのです。

遺留分を放棄しても、相続の放棄にはなりません。相続人であることに変わりなく、遺言書がないと遺産分割協議が必要です。よって、必ず遺言書に「全財産を長男に」「次男には相続させない」と明記しましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

相続・贈与相談センター[®]がサポートします

相続・贈与相談センターは全国に支部を展開しています。

▼お気軽にご相談ください

「相続・贈与相談センター[®]」は、相続に関する専門家集団のネットワークです。税理士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士などネットワークを組んでお客様の相続に関する問題を解決します。